



金 沢 市 公 報

号外第17号

令和8年(2026年)6月19日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
● 監査公表	
○ 監査公表 (第9号)	
(監査事務局)	1

監 査 公 表

◎金沢市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第5項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

令和8年6月19日

金沢市監査委員	加	藤	弘	行
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高	村	佳	伸
金沢市監査委員	森		一	敏

監 査 第 1 8 号
令和8年6月18日
(2026年)

道 上 友 理 香 様

金沢市監査委員	加	藤	弘	行
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高	村	佳	伸
金沢市監査委員	森		一	敏

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和8年4月24日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人
金沢市三十苅町丁100番地7 道上 友理香

2 請求書の提出日
令和8年4月24日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書（別紙第1のとおり）による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

金沢市が、令和7年7月24日に締結した金沢市中村町公民館施設整備事業委託契約及び金沢市中村町老人憩

の家施設修繕事業委託契約（以下、「本件両契約」という。）は、1件の外壁改修工事のためになされたものであり、1件の工事として1社が施行を行った。本件両契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める随意契約理由がないため、随意契約によったことは、地方自治法第234条第2項に違反し、違法かつ無効である。本件両契約に基づいてなされた支出全額及び本件両契約に付随して発生する経費が金沢市に生じた損害である。

市長らに対し、以下の措置を求める。

- ① 違法かつ無効な本件両契約に基づいて委託料を受け取った金沢市中村町公民館振興協力会、金沢市中村町老人憩の家振興協力会に対して、不当利得の返還を求めること。
- ② 当該支出に関与した職員らに対しては本件両契約に付随して発生した事務費等、損害の賠償を求める等、必要な措置を講じるように勧告すること。

(2) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

金沢市監査委員中村哲郎は、令和7年、金沢市が金沢市押野公民館振興協力会に委託した事務室PAC更新工事（工事金額990,000円）を請負っており、本件事業と構造が類似する事案に関わる立場上、本件両契約に関する監査を行うことが適切ではないため。

右地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

4 請求書の要件審査

令和8年4月24日付けで請求のあった本件職員措置請求書（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、5月13日に受理した。

5 個別外部監査契約に基づく監査によることの判断

本件請求の違法性等の判断を行うに当たっては、特に監査委員の監査に代えて、専門的な知識や判断等を必要とするような特段の理由は見当たらず、個別外部監査を実施することが相当であるとは認められない。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象課

請求人の請求内容から判断し、請求人が違法かつ無効な契約であるとした金沢市中村町公民館振興協力会との施設整備事業委託契約、及び金沢市中村町老人憩の家振興協力会との施設修繕事業委託契約が違法かつ不当な契約に当たるか、違法かつ不当な公金の支出が行われているか、損害が発生するものであるかどうかを監査の対象とした。

監査対象課については、生涯学習課、福祉政策課とした。

2 請求人の陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和8年5月26日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、請求の趣旨を補足する次のような趣旨の陳述があった。

- (1) 随意契約が可能な場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項に、9つ定められている。いずれの契約も、いずれの場合にも当てはまらないことを端的に確認する。

第1号は、小額随契と呼ばれるものである。金沢市の場合、工事は200万円を超えないものが対象となる。本件の工事は1,000万円を超えるものであり、この規定には全く当てはまらない。

第2号は、特定のものしか持っていない技術、権利などを要する場合であるが、本件は工事であるので全く当てはまらない。

第3号は、障害者支援施設やシルバー人材センターなどから、物品の買い入れや役務提供を受ける場合である。本件の受託者はこういった団体ではなく、また事業の内容も工事であるため当てはまるものではない。

第4号は、新商品の生産、新たな事業分野の開拓などが挙げられるが、本件の受託者は、新商品を開発する団体ではないので、全く当てはまるものではない。

第5号は、緊急の必要により競争入札に付すことができないときである。災害復旧など、競争入札の手続きを踏む時間的余裕がない場合などが該当すると考えられるが、本件については、入札を経る時間がないほど、急を要する対策が必要だったのか。予算は一般会計で組まれている。計画的に行うことができる工事であったのではないかと考える。

第6号は、競争入札に付すことが不利と認められるときである。これは、技術的、連続性が求められる場合

などを想定しているが、本件は単体の工事である。入札に付すべきものであり、これは当てはまらない。

第7号は、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるときであり、これも工事であるので該当しない。

第8号、第9号は、競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないときであるが、そもそも、最初から随意契約が予定されており、入札を経ていないので、こちらも該当しない。

以上により、委託を随意契約によったことは違法である。そのために支出した金額全額が損害として金沢市に生じている。

(2) 受託者はいずれも振興協力を名乗る任意団体である。建設業の許可はあったのか。建設業の許可がない場合、500万円を超える工事はできない。これは刑事罰の対象となっている。拘禁刑、罰金刑、その両方が課せられる場合もある。金沢市の指示に従ったため、振興協力がこのような罰則を受けるといことはあってはならない。財務会計行為の違法として、改められるということが望ましいのではないかと考える。

3 関係職員の陳述の聴取

令和8年5月26日に生涯学習課長及び福祉政策課長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 中村町公民館は、中村町児童館及び中村町老人憩の家との複合施設の一部であり、職員措置請求書に記載の外壁改修工事は、当該複合施設の建物外壁にかかる工事であり、中村町公民館の指定管理者である金沢市中村町公民館振興協力が工事の発注者となり、複合施設を構成する各施設が建物全体にそれぞれが占める床面積に応じて費用を案分して負担をしている。市は、指定管理者として金沢市中村町公民館振興協力を指定しており、その管理業務の範囲は、同公民館の施設及び設備の維持管理に関することが含まれている。そのため、委託契約の相手方は金沢市中村町公民館振興協会に限定されるので、その性質が競争入札に適さないことから、法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして当該契約を随意契約としたものである。契約は適法に締結されており、違法かつ無効なものではない。

(2) 中村町老人憩の家は、複合施設の一部であるため、金沢市中村町公民館振興協力が発注した建物全体に係る外壁改修工事の費用の一部を案分して負担している。当該契約は、法施行令第167条の2第1項第1号及び金沢市契約規則第22条第6号に基づき随意契約している。契約は適法に締結されており、違法かつ無効なものではない。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件両契約の根拠となる法令等

ア 法第242条第1項では住民監査請求の対象として「普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき」は住民監査請求の対象となると定めている。

イ 法第234条第2項において、随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができると定めている。

ウ 法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、法施行令第167条の2第1項第1号において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき、同第2号においてその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき、同第5号において緊急の必要により競争入札に付することができないときとそれぞれ定めている。

エ 金沢市契約規則第22条第6号において、法施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、工事又は製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、財産の売払い、物件の貸付け、以外のものは100万円と定められている。

(2) 施設の維持管理について

ア 金沢市中村町公民館

市は、指定管理者として、金沢市中村町公民館振興協力を指定しており、その管理業務の範囲は、同公民館の施設及び設備の維持管理に関することが含まれている。

イ 金沢市中村町老人憩の家

市は、指定管理者として、金沢市中村町老人憩の家振興協力を指定しており、その管理業務の範囲は、

同憩の家の施設及び設備の維持管理に関することが含まれている。

(3) 本件両契約の概要について

ア 金沢市中村町公民館施設整備事業委託契約

令和7年7月24日付けで、市長は金沢市中村町公民館振興協力会と施設整備事業委託契約を締結、契約金額は580万円であり令和8年1月13日に支払われている。

イ 金沢市中村町老人憩の家施設修繕事業委託契約

令和7年7月24日付けで、市長は金沢市中村町老人憩の家振興協力会と施設修繕事業委託契約を締結、契約金額は90万円であり令和8年1月7日に支払われている。

2 判断

(1) 本件両契約の妥当性について

金沢市中村町公民館施設整備事業委託契約は、金沢市中村町公民館振興協力会を相手方とする随意契約であるが、金沢市中村町公民館振興協力会は中村町公民館の指定管理者として指定されており、その管理業務の範囲は施設及び設備の維持管理に関することが含まれている。このため、本市が法施行令第167条の2第1項第2号に基づき施設及び設備の維持管理のため指定管理者と随意契約を締結したことは、適正であると判断することが相当である。

また、金沢市中村町老人憩の家施設修繕事業委託契約は、金沢市中村町老人憩の家振興協力会を相手方とする随意契約であるが、法施行令第167条の2第1項第1号の規定により定められた金沢市契約規則第22条第6号では、100万円を超えない額の委託業務について随意契約によることができるものと定められていることから、契約金額90万円の委託契約を随意契約としたことは、適正であると判断することが相当である。

(2) 結論

以上のとおり、本件両契約は適正な契約であり、違法又は不当な公金の支出も行われていないため、損害が発生したものと認められず、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

(別紙第1)

金沢市職員措置請求書

村山卓、小川晶子、藤本敏文に関する措置請求の要旨

※原文のまま掲載し、事実証明書の掲載は省略した。

1 請求の要旨

金沢市が、令和7年7月24日に締結した金沢市中村町公民館施設整備事業委託契約及び金沢市中村町老人憩の家施設修繕事業委託契約（以下、「本件両契約」という。）は、1件の外壁改修工事のためになされたものであり、1件の工事として1社が施行を行った。本件両契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める随意契約理由がないため、随意契約によったことは、地方自治法第234条第2項に違反し、違法かつ無効である。本件両契約に基づいてなされた支出全額及び本件両契約に付随して発生する経費が金沢市に生じた損害である。

市長らに対し、以下の措置を求める。

- (1) 違法かつ無効な本件両契約に基づいて委託料を受け取った金沢市中村町公民館振興協力会、金沢市中村町老人憩の家振興協力会に対して、不当利得の返還を求めること。
- (2) 当該支出に関与した職員らに対しては本件両契約に付随して発生した事務費等、損害の賠償を求める等、必要な措置を講じるように勧告すること。

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

金沢市監査委員中村哲郎は、令和7年、金沢市が金沢市押野公民館振興協力会に委託した事務室PAC更新工事（工事金額990,000円）を請負っており、本件事業と構造が類似する事案に関わる立場上、本件両契約に関する監査を行うことが適切ではないため。

3 請求者

金沢市三十苺町丁100-7

道上 友理香

右地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の

43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

令和8年4月24日
金沢市監査委員各位

事実証明書（令和8年4月30日追加提出）

令和8年(2026年)6月19日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄